

# 土質試験管理者制度のご案内

## 土質試験管理者とは？

土質試験の現場を担当する試験技術者は、長年にわたり試験結果の品質確保の為に技術力向上に努めていますが、現状ではその力量に対する適正な評価がなされていないと考えられます。

一方、全国に設立されている土質試験協同組合(9組合)で構成するジオ・ラボネットワーク( <https://www.geolab-net.com/> )では、協同組合間における業務の相互支援(通常及び災害時)を行うと共に、試験結果の品質向上を目的とし、土質試験の技術維持・技術伝承の研修を積極的に進め、実務に生かしてきました。

このような背景から、2017年度に土質試験の品質確保と試験技術者の地位向上を目途として、全国地質調査業協会連合会のアドバイスを受けながらジオ・ラボネットワークが中心となって土質試験品質確保機構( <https://www.geolab-net.com/stqao> )を立ち上げて、土質試験管理者認定制度の運用を開始しています。現在の有資格者は22名で、ジオ・ラボネットワーク内の組合技術者です。

2024年5月より(一社)国土地盤情報センター( <https://ngic.or.jp/> )が実施している地盤情報検定業務について、申し込みの土質試験責任者欄に「土質試験管理者」が追加され、業界内での本資格の重要性・知名度が向上していきます。これを機に、ジオ・ラボネットワーク内の組合員企業の試験室職員まで、広くこの資格を取得してもらい、土質試験の適切な計画及び試験結果の精度管理・品質向上・技術伝承に役立ててもらおうことになりました。

## 認定試験の受験資格

- ・ジオ・ラボネットワークに属する組合の職員、および組合員企業(準組合員または賛助会員含む)の職員であること。
- ・地質調査技士の資格を有していること。
- ・土質試験業務または土質試験の計画・実施を業務として10年以上関与していること。  
(具体的には土質試験業務の実施、あるいは地盤調査業務の内、土質試験の計画・実施を指す)
- ・土質試験品質確保機構が実施する土質試験管理者養成講座を受講していること。

## 登録更新制度

土質試験管理者資格の資格有効期限は5年間であり、5年ごとに登録更新が必要です。

登録更新のためには講習会の受講(web)を受けていただきます。

お問い合わせ先

土質試験管理者資格認定 制度運営

## 土質試験品質確保機構

〒566-0042 大阪府摂津市東別府 1-3-3 (協同組合関西地盤環境研究センター内)

TEL 06-6827-8833 FAX 06-6829-2257